

.....

手数料の目安

.....

ここでは、手数料の標準額（目安）をご説明します。

手数料は、事件等の対象の経済的利益の額を基準として算定します。

実際の手数料額は、手続きの内容や難易度、必要な作業量など、個別の手続きや事情等により増減します。ご相談を受けた後に、見積書をお示ししています。

以下に、ご依頼が多い手続きの手数料を、例示しておきます。

1 裁判上の手数料の例（目安）

手続きの種類		手数料額	
家事審判の申立て	簡易なもの（相続放棄など）	5万円～10万円	
	基本	10万円～20万円	
	特に事案の調査を必要とする場合	基本額に、5万～10万円を加算する。	
	後見開始申立て	20万円から	
証拠保全 (本案事件の着手金とは別途に頂戴します)	基本	20万円に、本案で求める請求額に対応する着手金の10%相当額を加算した金額	
	特に複雑または特殊な事情がある場合	協議により定める	
即決和解	示談交渉を要しない場合	300万円以下の部分	15万円
		300万円を超え3000万円以下の部分	1%相当額
		3000万円を超え3億円以下の部分	0.5%相当額
		3億円を超える部分	0.3%相当額
	示談交渉を要する場合	民事事件の着手金を参考に、協議により定める	

(いずれも、消費税は別途。)

2 裁判外の手数料の例（目安）

例1) 調査の手数料（報告書作成を含む） ※実費は別途頂戴します。

お引き受けする内容	分類	手数料
調査（法律関係，事実関係，相続人の戸籍調査等）	基本	5万円～20万円
	特に複雑または特殊な事情がある場合	協議により定める

（いずれも，消費税は別途。）

例2）文書作成の手数料（遺言関係については，例3をご覧ください。）

お引き受けする内容	分類	手数料
契約書類作成，契約書類に準ずる書類の作成	定型のもの	5万円から
	非定型のもの	10万円から
	特に複雑または特殊な事情がある場合	協議により定める
内容証明郵便の作成	基本	3万円～5万円
	特に複雑または特殊な事情がある場合	協議により定める

（いずれも，消費税は別途。）

例3）遺言関係の手数料

お引き受けする内容	分類	手数料	
遺言書の作成	定型のもの	10万円から	
	非定型	20万円から	
	特に複雑または特殊な事情がある場合	協議により定める	
	公正証書にする場合	上記手数料に3万円を加算する。	
遺言の執行	基本	300万円以下の部分	30万円
		300万円を超え3000万円以下の部分	2%相当額
		3000万円を超え3億円以下の部分	1%相当額
		3億円を超える部分	0.5%相当額
	特に複雑または特殊な事情がある場合	協議により定める	
	遺言執行に裁判手続きを要する場合	遺言執行手数料とは別に，裁判手続きに要する弁護士報酬を請求することができる。	

（いずれも，消費税は別途。）